

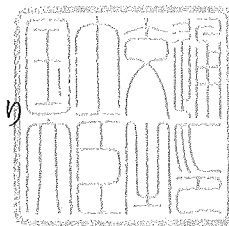
国海員第 1 9 1 号
平成 2 6 年 9 月 2 5 日

交通政策審議会

会 長 浅 野 正 一 郎 殿

国土交通大臣臨時代理

国 務 大 臣 松 島 み どり



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 0 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 2 0 7 号

船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の一部改正について

諮問理由

船員法施行規則（昭和 2 2 年運輸省令第 2 3 号）及び船員労働安全衛生規則（昭和 3 9 年運輸省令第 5 3 号）の一部改正を別紙に従って行うことについて、船員法第 1 1 0 条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聞く必要があるため。

(別紙)

第一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の規定事項

一 非常配置表に、閉鎖区域における救助作業について海員の配置を定めなければならないこととする。
(第三条の三関係)

二 海員に対する操練について、閉鎖区域における救助操練を少なくとも二月に一回実施しなければならぬこととする。
(第三条の四関係)

三 旅客に対する避難のための操練を出港前又は出港後直ちに実施しなければならないこととする。
(第三条の四関係)

四 船員労働安全衛生規則第七十一条の規定により船員にくん蒸を行わせる場合にあつては、同条に基づき実施した点検の概要を航海日誌第五表に記載しなければならないこととする。
(第十一条関係)

五 その他所要の改正を行うこととする。

第二 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）の規定事項

一 船員にくん蒸を行わせる場合にあつては、航行の用に供する場所及びくん蒸に使用した薬品が漏れることにより危害が発生するおそれのある場所において、少なくとも航海中八時間毎にくん蒸に使用した薬品の気体の量について点検することとする。
(第七十一条関係)